

令和3年度のごみの収集・資源の回収状況

●区民1人1日あたりに換算した区が収集したごみ量は552g

令和3年度の新宿区のごみの収集、資源の回収実績は下表のとおりです。令和2年度と比較して、区民1人1日あたりのごみ量が10g、1.7%減少しました。区では、令和9年度までに「区民1人1日あたりの区が収集したごみ量を484g」にすることを目指しています。



問合せ 新宿清掃事務所事業係 ☎(3950) 2962

ごみと資源の収集量

(単位:トン、▲は減)

区分	令和3年度	令和2年度	増減	増減率(対前年度比)%	
ごみ	燃やすごみ(可燃)	64,498	66,225	▲1,726	▲2.6
	金属・陶器・ガラスごみ(不燃)	1,541	1,670	▲129	▲7.7
	粗大ごみ	2,723	2,911	▲188	▲6.5
	ごみ量の計【A】	68,762	70,805	▲2,044	▲2.9
資源(行政回収)	古紙(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)	7,214	7,242	▲28	▲0.4
	びん・缶(スプレー缶・カセットボンベ含む)	4,796	4,937	▲141	▲2.9
	ペットボトル	1,806	1,742	64	3.7
	容器包装プラスチック(白色トレイ含む)	1,780	1,751	29	1.7
	乾電池	72	75	▲3	▲3.4
	小型電子機器	357	406	▲49	▲12.2
	蛍光灯(水銀使用製品含む)	32	38	▲6	▲15.6
	金属分	81	97	▲15	▲15.8
	資源(行政回収) ※1の計【B】	16,137	16,287	▲150	▲0.9
	資源(集団回収) ※2の計【C】	5,171	5,261	▲90	▲1.7
資源量の合計【D】=B+C	21,309	21,548	▲239	▲1.1	
各年度1月1日現在の人口【E】	341,222人	345,231人	▲4,009	▲1.2	
区民1人1日あたりのごみ量 = A ÷ E ÷ 365	552g	562g	▲10	▲1.7	

※1 資源(行政回収)は、集積所・回収ボックス等から区が行う回収と、収集した金属・陶器・ガラスごみと粗大ごみから資源を選別するピックアップ回収の合計です。
 ※2 資源(集団回収)は、町会・自治会等の地域団体が自主的に実施する資源回収です。
 ◎端数処理のため、項目ごとの集計値を足しても、合計にならない場合があります。

10月1日から

図書館利用者カードの登録要件確認を開始します

区立図書館では、10月1日(土)から利用者の登録要件確認のため、3年に1度、住所要件や在勤・在学要件を確認させていただきます。

今後は、登録要件を確認した日から3年が経過する前に、都度要件の確認が必要となります。

現在、利用者カードをお持ちの方は、令和7年9月30日までに区立図書館の窓口(区役所内分室を除く)に利用者カードと現住所の記載のある公的な本人確認書類をご提示ください。

登録要件の確認ができない場合は、令和7年10月1日以降お持ちのカードでの貸出・予約等ができなくなりますので、ご注意ください。

要件確認時に必要な証明書類

- ▶区内在住の方…公的な本人確認書類
- ▶区内在勤・在学の方(区内在住の方を除く)…公的な本人確認書類・在勤・在学証明書類
- ▶都内在住で区内在勤・在学ではない方…公的な本人確認書類
- ※公的な本人確認書類…健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等
- ※在勤・在学証明書類…企業・学校の発行した所在地の記載がある社員証・学生証(デジタル証明書可。社員証・学生証の発行がない場合は、区立図書館所定の在勤・在学証明書)
- ※小学生以下は要件確認時に本人確認書類の提示は不要です。
- ※現住所の記載のある公的な本人確認書類をお持ちでない方、利用者カードをお持ちの本人が来館できないなど、不明点のある方は事前にお問い合わせください。

問合せ 中央図書館利用者サービス係 ☎(3364) 1421

8月は「道路ふれあい月間」です

道路を正しく使いましょう

正しい利用を心がけ、次のような行為は避けましょう。

- ★ 道路上への立て看板・のぼり旗・商品の陳列台・プランター等の設置
- ★ 枝切りされずに、道路上にはみ出している生垣等の枝の放置
- ★ 袋ごみ・粗大ごみ・家電等の不法投棄

区では、「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」に基づき、路上等障害物による通行の障害の防止に取り組んでいます。

問合せ 交通対策課監察指導係(本庁舎7階) ☎(5273) 3847

快適なマンションライフのために 32

問合せ 建築指導課構造設備担当(本庁舎8階) ☎(5273) 3745



マンション敷地内のがけ・擁壁の点検を

区内は起伏に富んだ地形で、傾斜地(がけ)には多くの擁壁が造られています。擁壁の中には、古い石積みなど耐震性が十分でないものがあります。

このような擁壁は造り替えが望ましいですが、建物が近接しているなどの理由で、すぐに実現できないケースもみられます。そのため、所有者の方は、ご自身での点検を心掛けるとともに、建物の定期点検や修繕の時期に合わせてがけ・擁壁の状態を専門家に点検してもらうなど、日頃の維持管理が大切です。がけ崩れは、マンションの居住者だけでなく近隣建物や通行人にも危害が及ぶ恐れがあります。生命と財産を守るため、大雨や大地震による災害に備えましょう。

区では、がけ・擁壁の所有者を対象に、改修(新設・造り替え)工事費の助成や専門家派遣を行っています。ぜひご利用ください。

詐欺被害防止 一言アドバイス

詐欺被害を防ぎましょう! ~ストップ!

ATMでの携帯電話

区内全域に、特殊詐欺の予兆電話が頻繁にかかってきています。

- ▶区役所では、各種手続きの案内は書類で行っており、電話での案内はしていません(手続きは書類で実施)。
- ▶携帯電話で通話をしながらATMを操作している人を見かけた際は、詐欺を疑い、被害防止のため声をかけ110番通報をお願いします。

警察署代表電話 牛込 ☎(3269) 0110、▶新宿 ☎(3346) 0110、▶戸塚 ☎(3207) 0110、▶四谷 ☎(3357) 0110

問合せ 区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273) 3532

区内の特殊詐欺被害認知件数(6月)

特殊詐欺の主な種類	件数
オレオレ詐欺	1件
預貯金詐欺	1件
還付金詐欺	2件
合計	4件

※区危機管理課調べ